

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年2月22日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
総務部長 藤原 浄明
(押印省略)

1 競争に付す事項

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 件名 | 施設の管理・運營業務（エレベーター保守点検業務） |
| (2) 仕様・規格等 | 詳細は入札説明書による。 |
| (3) 履行期間 | 平成31年4月1日～平成33年3月31日（2か年） |
| (4) 履行場所 | 詳細は入札説明書による。 |

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第8条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 実施規則第9条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格において「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同競争参加資格を有する者とみなす。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記2(3)の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 本業務を確実に履行できる体制が整備されている者であること。
- (7) 本業務の履行にあたって、昇降機等検査員の資格を有する者を技術者として配置できる者であること。
- (8) 農研機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することが出来る者であること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒305-8642 茨城県つくば市観音台2-1-12
農研機構本部総務部つくば管理センター調達チーム
電話 029-838-6345 ファクシミリ 029-838-6374 メール keiyaku@naro.affrc.go.jp
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
公告日から平成31年3月8日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後4時まで上記3(1)の場所において交付又はメールにより送付を行う。
- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所及び方法
公告日から平成31年3月12日（火）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後4時まで。
- (4) 入札（開札）の日時、場所及び方法
平成31年3月22日（金）午後3時00分 農研機構 機構共用棟2階入札室兼講義室（茨城県つくば市観音台2-1-12）に持参すること。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金免除。

(3) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する方法とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札、求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

実施規則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる時、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあると認められる時、又は著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

お知らせ
25年
なる
るな
るな
又
ま
の
協
力
の
で
、
(1)
①
以
上
の
農
業
機
構
の
役
員
経
験
者
が
再
就
職
し
て
い
る
こ
と
又
は
課
長
相
当
職
に
就
任
し
て
い
る
こ
と
②
農
業
機
構
の
取
引
高
が
、
総
売
上
高
又
は
事
業
収
入
の
3
分
の
1
以
上
を
占
め
て
い
る
こ
と
※
予
定
価
格
が
一
定
の
金
額
を
超
え
な
い
契
約
や
光
熱
水
費
の
支
出
に
係
る
契
約
等
は
対
象
外
(2)
公
表
す
る
情
報
上
記
の
契
約
先
の
名
称
、
契
約
金
額
等
と
併
せ
、
次
に
掲
げ
る
情
報
を
公
表
し
ま
す
。
①
農
業
機
構
の
役
員
経
験
者
及
び
課
長
相
当
職
以
上
経
験
者
（
農
業
機
構
O
B
）
の
人
数
、
職
名
及
び
農
業
機
構
お
け
る
最
終
職
名
②
農
業
機
構
の
取
引
高
③
総
売
上
高
又
は
事
業
収
入
に
占
め
る
農
業
機
構
と
の
間
の
取
引
高
の
割
合
が
、
次
の
区
分
の
い
ず
れ
か
に
該
当
す
る
旨
④
3
分
の
1
以
上
2
分
の
1
未
満
、
2
分
の
1
以
上
3
分
の
2
未
満
又
は
3
分
の
2
以
上
⑤
一
者
の
応
札
又
は
一
者
の
応
募
に
あ
る
場
合
は
そ
の
旨
(3)
当
方
に
提
供
し
て
い
た
だ
き
情
報
①
契
約
締
結
日
時
点
で
在
職
し
て
い
る
農
業
機
構
O
B
に
係
る
情
報
（
人
数
、
現
在
の
職
名
及
び
農
業
機
構
に
お
け
る
最
終
職
名
等
）
②
直
近
の
事
業
年
度
に
お
け
る
総
売
上
高
又
は
事
業
収
入
及
び
農
業
機
構
と
の
間
の
取
引
高
(4)
公
表
日
契
約
締
結
日
の
翌
日
か
ら
起
算
し
て
原
則
と
し
て
7
2
日
以
内
（
4
月
に
締
結
し
た
契
約
に
つ
い
て
は
原
則
と
し
て
93
日
以
内
）